

平成 2 9 年度

八幡市予算書

平成 2 9 年度八幡市予算一覽表

八幡市一般会計予算	-----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	-----	7 頁
八幡市駐車場特別会計予算	-----	9 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	-----	1 1 頁
八幡市介護保険特別会計予算	-----	1 5 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	-----	1 9 頁
八幡市水道事業会計予算	-----	2 1 頁
八幡市下水道事業会計予算	-----	2 5 頁

平成29年度

八幡市一般会計予算

平成29年度八幡市一般会計予算

平成29年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,960,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月27日提出

八幡市長 堀口文昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		9,165,200 千円
	1 市 民 税	4,077,300
	2 固 定 資 産 税	3,723,700
	3 軽 自 動 車 税	130,100
	4 市 た ば こ 税	432,000
	5 都 市 計 画 税	802,100
2 地 方 譲 与 税		143,100
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	42,300
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	100,800
3 利 子 割 交 付 金		14,700
	1 利 子 割 交 付 金	14,700
4 配 当 割 交 付 金		75,900
	1 配 当 割 交 付 金	75,900
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		40,700
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	40,700
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,131,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,131,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		3,800
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	3,800
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		43,300
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	43,300
9 地 方 特 例 交 付 金		45,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	45,000
10 地 方 交 付 税		3,650,000
	1 地 方 交 付 税	3,650,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		209,042
	1 負 担 金	209,042

款	項	金額
13 使用料及び手数料		464,212 千円
	1 使用料	425,887
	2 手数料	38,325
14 国庫支出金		4,724,662
	1 国庫負担金	4,103,545
	2 国庫補助金	591,270
	3 委託金	29,847
15 府支出金		1,828,166
	1 府負担金	1,193,185
	2 府補助金	473,620
	3 委託金	161,361
16 財産収入		19,752
	1 財産運用収入	19,697
	2 財産売却収入	55
17 寄附金		1,500
	1 寄附金	1,500
18 繰入金		1,236,321
	1 特別会計繰入金	24,001
	2 基金繰入金	1,212,320
19 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
20 諸収入		334,027
	1 延滞金、加算金及び過料	15,001
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	4,342
	4 受託事業収入	23,440
	5 雑収入	291,144
21 市債		1,807,618
	1 市債	1,807,618
歳入合計		24,960,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		276,400 千円
	1 議 会 費	276,400
2 総 務 費		2,724,900
	1 総 務 管 理 費	2,240,100
	2 徴 税 費	321,500
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	119,400
	4 選 挙 費	11,300
	5 統 計 調 査 費	8,800
	6 監 査 委 員 費	23,800
3 民 生 費		12,677,800
	1 社 会 福 祉 費	5,210,400
	2 児 童 福 祉 費	4,817,900
	3 生 活 保 護 費	2,648,500
	4 災 害 救 助 費	1,000
4 衛 生 費		1,943,700
	1 保 健 衛 生 費	646,000
	2 清 掃 費	1,245,000
	3 上 水 道 費	52,700
5 労 働 費		4,500
	1 労 働 諸 費	4,500
6 農 林 水 産 業 費		187,300
	1 農 業 費	176,300
	2 林 業 費	11,000
7 商 工 費		116,900
	1 商 工 費	116,900
8 土 木 費		1,597,400
	1 土 木 管 理 費	42,700
	2 道 路 橋 り よ う 費	587,400
	3 河 川 費	102,600

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	699,100 千円
	5 住 宅 費	165,600
9 消 防 費		751,400
	1 消 防 費	751,400
10 教 育 費		2,132,900
	1 教 育 総 務 費	336,600
	2 小 学 校 費	536,900
	3 中 学 校 費	221,300
	4 幼 稚 園 費	238,700
	5 社 会 教 育 費	732,800
	6 保 健 体 育 費	66,600
11 災 害 復 旧 費		20,000
	1 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	20,000
12 公 債 費		2,496,800
	1 公 債 費	2,496,800
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	24,960,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市計画に関する事業費 (都市計画マスタープラン 改定業務委託)	平成29年度から 平成30年度まで	千円 8,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
じんかい収集車 整備事業	千円 6,700	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利 率見直し方式で借り入 れる資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、 その融資条件による。 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものとする。 ただし、市財政の都合 により、据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は借 換することができる。
上水道安全 対策事業	1,100	同上	同上	同上
道路等整備事業	181,700	〃	〃	〃
都市公園等 整備事業	2,300	〃	〃	〃
公営住宅 整備事業	13,700	〃	〃	〃
消防施設 整備事業	8,000	〃	〃	〃
小学校施設 整備事業	3,000	〃	〃	〃
文化財施設 整備事業	23,600	〃	〃	〃
松花堂庭園 美術館施設 整備事業	9,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,100,000	〃	〃	〃
借 換 債	458,518	〃	〃	〃

平成29年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成29年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成29年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		14,113 千円
	1 外 来 収 入	14,113
2 使用料及び手数料		5
	1 手 数 料	5
3 繰 入 金		24,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,000
4 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
5 諸 収 入		279
	1 納 付 金	252
	2 雑 入	27
歳 入 合 計		38,400

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		36,000 千円
	1 施 設 管 理 費	36,000
2 医 業 費		1,900
	1 医 業 費	1,900
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		38,400

平成29年度

八幡市駐車場特別会計予算

平成29年度八幡市駐車場特別会計予算

平成29年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		13,300 千円
	1 使 用 料	13,300
2 繰 越 金		99
	1 繰 越 金	99
3 諸 収 入		1
	1 市 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		13,400

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		4,300 千円
	1 管 理 費	4,300
2 繰 出 金		9,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	9,000
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		13,400

平成29年度

八幡市国民健康保険特別会計予算

平成29年度八幡市国民健康保険特別会計予算

平成29年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,803,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		1,745,282 千円
	1 国民健康保険料	1,745,152
	2 国民健康保険税	130
2 使用料及び手数料		571
	1 手 数 料	571
3 国 庫 支 出 金		1,782,789
	1 国 庫 負 担 金	1,370,766
	2 国 庫 補 助 金	412,023
4 療養給付費交付金		99,979
	1 療養給付費交付金	99,979
5 前期高齢者交付金		2,902,047
	1 前期高齢者交付金	2,902,047
6 府 支 出 金		470,391
	1 府 負 担 金	80,331
	2 府 補 助 金	390,060
7 共同事業交付金		2,065,911
	1 共同事業交付金	2,065,911
8 繰 入 金		726,000
	1 一般会計繰入金	726,000
9 諸 収 入		10,530
	1 延滞金、加算金及び過料	350
	2 雑 入	10,180
歳 入 合 計		9,803,500

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		44,125 千円
	1 総 務 管 理 費	30,000
	2 徴 収 費	13,525
	3 運 営 協 議 会 費	600
2 保 険 給 付 費		5,978,840
	1 療 養 諸 費	5,176,900
	2 高 額 療 養 費	742,800
	3 移 送 費	200
	4 精 神 ・ 結 核 医 療 付 加 金	11,000
	5 出 産 育 児 諸 費	41,190
	6 葬 祭 諸 費	6,750
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,057,483
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,057,483
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		4,780
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	4,780
5 老 人 保 健 拠 出 金		50
	1 老 人 保 健 拠 出 金	50
6 介 護 納 付 金		369,709
	1 介 護 納 付 金	369,709
7 共 同 事 業 拠 出 金		2,186,183
	1 共 同 事 業 拠 出 金	2,186,183
8 保 健 事 業 費		124,530
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	73,930
	2 保 健 事 業 費	50,600
9 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
10 諸 支 出 金		6,800
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,800
11 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		9,803,500

平成 2 9 年度

八幡市介護保険特別会計予算

平成29年度八幡市介護保険特別会計予算

平成29年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,445,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		1,315,313 千円
	1 介 護 保 險 料	1,315,313
2 使用料及び手数料		115
	1 手 数 料	115
3 国 庫 支 出 金		1,021,319
	1 国 庫 負 担 金	916,124
	2 国 庫 補 助 金	105,195
4 支 払 基 金 交 付 金		1,466,595
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,466,595
5 府 支 出 金		784,395
	1 府 負 担 金	755,871
	2 府 補 助 金	28,524
6 財 産 収 入		434
	1 財 産 運 用 収 入	434
7 繰 入 金		854,830
	1 一 般 会 計 繰 入 金	803,000
	2 基 金 繰 入 金	51,830
8 繰 越 金		1,882
	1 繰 越 金	1,882
9 諸 収 入		117
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	114
歳 入 合 計		5,445,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		119,270 千円
	1 総 務 管 理 費	73,870
	2 徴 収 費	5,200
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	40,200
2 保 険 給 付 費		5,144,600
	1 介 護 サービス等諸費	4,578,400
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	236,600
	3 そ の 他 諸 費	5,500
	4 高 額 介 護 サービス等費	123,000
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	12,200
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	188,900
3 地 域 支 援 事 業 費		177,810
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	79,960
	2 高 額 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 相 当	50
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	13,050
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	84,570
	5 そ の 他 諸 費	180
4 基 金 積 立 金		435
	1 基 金 積 立 金	435
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1

歳 出 (つづき)

款	項	金 額
6 諸 支 出 金		1,884 千円
	1 償還金及び還付加算金	1,883
	2 延 滞 金	1
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		5,445,000

平成29年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,506,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		718,810 千円
	1 後期高齢者医療保険料	718,810
2 使用料及び手数料		40
	1 手 数 料	40
3 繰 入 金		785,300
	1 一 般 会 計 繰 入 金	785,300
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,049
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,047
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		1,506,200

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		7,000 千円
	1 総 務 管 理 費	5,330
	2 徴 収 費	1,670
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		1,496,950
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,496,950
3 諸 支 出 金		2,050
	1 償還金及び還付加算金	2,050
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		1,506,200

平成29年度

八幡市水道事業会計予算

平成29年度八幡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

水源名称 項 目	平成29年度末		年 間 総給水量	一日平均 給水量
	給水人口	給水戸数		
月夜田 受水場系 〔自己水 府営水〕	47,663 ^人	22,496 ^戸	4,577,472 ^{m³}	12,541 ^{m³}
美濃山 浄水場系 〔自己水 府営水〕	23,312	9,629	2,890,542	7,919
(分水受水)京都市	466	225	55,331	152
(分水受水)久御山町	250	117	32,840	90
(分水受水)枚方市	23	10	2,570	7
合 計	71,714	32,477	7,558,755	20,709

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,422,602 千円
第1項 営業収益	1,259,796 千円
第2項 営業外収益	161,565 千円
第3項 特別利益	1,241 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,486,090 千円
第1項 営業費用	1,400,821 千円
第2項 営業外費用	74,969 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額615,829千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,767千円、過年度分損益勘定留保資金574,062千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入		1 9 0, 1 4 2	千円
第1項	企 業 債		1 3 3, 0 0 0	千円
第2項	負 担 金		5, 5 0 0	千円
第3項	水 道 施 設 費		5 0, 5 4 2	千円
第4項	出 資 金		1, 1 0 0	千円
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出		8 0 5, 9 7 1	千円
第1項	建 設 改 良 費		6 4 2, 6 5 6	千円
第2項	企 業 債 償 還 金		1 6 0, 3 1 5	千円
第3項	予 備 費		3, 0 0 0	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業債	千円 133,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 205,623千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,600千円である。

平成29年2月27日提出

八幡市長 堀口 文昭

平成29年度

八幡市下水道事業会計予算

議案第8号

平成29年度八幡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	32,848戸
(2) 年間総排水量	7,951,000m ³
(3) 主要な建設改良事業	
(ア) 公共下水道事業	31,078千円
(イ) 公共下水道雨水事業	449,500千円
(ウ) 汚水管渠改築更新事業	157,220千円
(エ) 雨水管渠改築更新事業	75,100千円
(オ) 汚水地震対策事業	55,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の流域等下水道管理費に充てるため、企業債900千円を借入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,777,543千円
第1項 営業収益		1,218,884千円
第2項 営業外収益		558,649千円
第3項 特別利益		10千円

		支	出
第1款	下水道事業費用	1,693,110	千円
第1項	営業費用	1,551,716	千円
第2項	営業外費用	134,394	千円
第3項	特別損失	2,000	千円
第4項	予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 432,150 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 33,574 千円、過年度分損益勘定留保資金 320,614 千円及び当年度分損益勘定留保資金 77,962 千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入	872,221	千円
第1項	企業債	459,200	千円
第2項	工事負担金及び分担金	95	千円
第3項	国庫補助金	263,750	千円
第4項	出資金	149,176	千円
		支	出
第1款	資本的支出	1,304,371	千円
第1項	建設改良費	797,503	千円
第2項	固定資産購入費	2,813	千円
第3項	企業債償還金	500,355	千円

第4項 預託金 700 千円

第5項 予備費 3,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおり定める。

款	項	事業名	総額	年	年割額
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	雨水地下貯留 施設設置工事 (市民防災広場)	786,000 千円	29	420,000 千円
				30	366,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 430,700	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金につい ては、その融資 条件による。銀 行その他の場合 には、その債権 者と協定するも のとする。ただ し、企業財政の 都合により、据 置期間及び償還 期限を短縮し、 もしくは繰上償 還又は借換する ことができる。
流域下水道 事業	28,500	同上	同上	同上
流域下水道 事業 (公営企業適用債)	900	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 60,805千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は157,917千円である。

平成29年2月27日提出

八幡市長 堀口 文昭